

災害医療派遣チーム「東京DMAT」運営要綱（改正案）新旧対照表

新	旧	改正理由
<p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 編成</p> <p><u>1 都内の局所災害、NBC災害現場、都外に出場する場合</u></p> <p><u>(1) 東京都知事</u>（以下「知事」という。）は、東京DMATの編成につき、協力する病院を東京DMAT指定病院として指定する（以下「指定病院」という。）。</p> <p>なお、知事は、次の東京都災害拠点病院のうち、東京消防庁との連携体制を整え、東京DMATの活動に協力することができる病院より指定病院の選定を行う。</p> <p><u>ア</u> 救命救急センターを有する病院又はこれに準じた機能を有する病院</p> <p><u>イ</u> その他知事が必要と認める病院</p>	<p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 編成</p> <p>1 東京都知事（以下「知事」という。）は、東京DMATの編成につき、協力する病院を東京DMAT指定病院として指定する（以下「指定病院」という。）。</p> <p>なお、知事は、次の東京都災害拠点病院のうち、東京消防庁との連携体制を整え、東京DMATの活動に協力することができる病院より指定病院の選定を行う。</p> <p>(1) 救命救急センターを有する病院又はこれに準じた機能を有する病院</p> <p>(2) その他知事が必要と認める病院</p>	<p>・第2編成において、都内の大規模地震災害等に出場した場合の必要な事項を別に定めることとしたこと。</p>

<p>(2) 知事は、前項による指定をしたときは、指定病院に対して別記様式第1号による指定証を交付する。</p> <p>(3) 指定病院は、要請があった際、東京DMATを迅速に編成し、確実に出場できるよう、必要な隊員数を確保するなど、体制を整備するものとする。</p> <p>(4) 指定病院は、東京DMAT隊員として登録されている者から、1チームあたり医師1名、看護師等2名の計3名を基準として、東京DMATを編成する。チームには、被災現場において医師及び看護師等の医療スタッフが最大限に能力を発揮し、チームの役割が果たせる環境を提供するため、業務調整員を含めることが出来る。</p> <p>(5) 東京消防庁は、東京DMATを現場へ搬送し、また、現場で活動支援を行うため、東京消防庁東京DMAT連携隊(以下「連携隊」という。)を編成する。連携隊の運用等について必要な事</p>	<p>2 知事は、前項による指定をしたときは、指定病院に対して別記様式第1号による指定証を交付する。</p> <p>3 指定病院は、要請があった際、東京DMATを迅速に編成し、確実に出場できるよう、必要な隊員数を確保するなど、体制を整備するものとする。</p> <p>4 指定病院は、東京DMAT隊員として登録されている者から、1チームあたり医師1名、看護師等2名の計3名を基準として、東京DMATを編成する。チームには、被災現場において医師及び看護師等の医療スタッフが最大限に能力を発揮し、チームの役割が果たせる環境を提供するため、業務調整員を含めることが出来る。</p> <p>5 東京消防庁は、東京DMATを現場へ搬送し、また、現場で活動支援を行うため、東京消防庁東京DMAT連携隊(以下「連携隊」という。)を編成する。連携隊の運用等について必要な事項は、東京消防庁が別に</p>	
--	---	--

<p>項は、東京消防庁が別に定める。 <u>(6) 東京DMATは連携隊と一体的に活動することを原則とする。</u> <u>2 都内の大規模地震災害等に出場する場合</u> <u>東京都内において大規模地震災害等が発生した場合の必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>第3 (現行のとおり)</p> <p>第4 (現行のとおり)</p> <p>第5 (現行のとおり)</p> <p>第6 (現行のとおり)</p> <p>第7 (現行のとおり)</p> <p>第8 (現行のとおり)</p>	<p>定める。 6 東京DMATは連携隊と一体的に活動することを原則とする。</p> <p>第3 隊員登録 (略)</p> <p>第4 出 場 (略)</p> <p>第5 装 備 品 (略)</p> <p>第6 技能維持 (略)</p> <p>第7 補 償 (略)</p> <p>第8 委 任 (略)</p>	
--	---	--

	附 則 (略)	
--	------------	--